

令和6年度

予算編成方針

～持続可能な財政運営を目指して～



令和5年11月

長和町

1 長和町の財政状況と見通し

令和4年度の普通会計（一般会計に同和地区住宅新築資金等貸付特別会計を加えた決算統計の基準となるもの）の決算状況は次のとおりです。

歳入決算をみると、町税が7億4,883万円（前年比3,227万円増）、繰入金が4億4,421万円（前年比2億1,265万円増）で、歳入に占める自主財源（町税・繰入金・分担金及び負担金・使用料及び手数料等）の割合は28.0%（前年22.2%）となっています。

依存財源（地方交付税・地方譲与税・地方消費税交付金・国庫支出金・県支出金・地方債等）で一番大きな割合を占める地方交付税は30億4,651万円（前年比3,439万円減）で、歳入全体に占める依存財源全体の割合は71.8%（前年77.6%）となっており、自主財源が乏しい財政構造です。

歳出決算の性質別では、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）が20億5,278万円（前年比9,047万円減）、投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費）が14億3,729万円（前年比2億3,240万円増）、その他の経費が36億2,145万円（前年比3億3,090万円増）という状況です。

総額では、歳入が72億7,594万円、歳出が71億1,152万円で差引1億6,442万円、そこから令和5年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は1億4,415万円であり黒字となっています。実質収支から基金積み立てと基金取り崩しを考慮した実質単年度収支は2億9,514万円の赤字となりました。近年は財政調整基金を多く取り崩して決算を迎えてのことから、毎年赤字が続いているというのが現状です。

次に、健全化判断比率について、実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率）が10.3%、将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）が58.1%と、いずれも早期健全化基準（実質公債費比率：25%、将来負担比率：350%）を下回っています。

一方、経常収支比率は81.4%で、前年度以前（R3：82.7、R2：87.3、R1：91.2、H30：91.2、H29：91.8）を見ても、80%～90%を推移しており、財政構造の硬直化が見られる状況です。

町の財政の今後の見通しですが、歳入においては、評価替えによる固定資産税の減少傾向が見込まれるなど、町税をはじめとする自主財源を大きく伸ばすことは困難な状況が続くと推測され、今後も依存財源（主に地方交付税）に頼るところが大きく、財政調整基金をはじめとした基金の取り崩しが避けられない状況にあります。歳出においては、人件費、扶助費、公債費、少子高齢化に伴う社会保障施策関係経費の増大、負担金や繰出金の増加により、公共施設、道路・橋りょう等の既存施設の長寿命化や適正な維持管理の財源不足、財政硬直化に拍車がかかっている状況です。

このような中、歳入においては、国県補助金等の特定財源を確実に確保し活用する積極的な姿勢、分担金及び負担金や使用料及び手数料の適正化が求められます。歳出においては、事務量・事業量の適切な把握に努めるとともに、徹底した事務事業の見直しを行い、効率的な職務の執行、公共施設においては厳しい財政状況を踏まえた時代に合った施設のあり方（利用方法、人員数、運営方法など）を検討し、固定経費の削減をしていく必要があります。

「しあわせ長和町」を継続していくためには、非効率な支出の改善や事業廃止など、一般財源の節減対策をより一層意識し、基金の取り崩しに頼ることのない予算編成をしていかなければなりません。

財政調整基金の動向

毎年度の予算編成においては、財政調整基金を取り崩して一般財源の不足を補うことが常態化しており、下記のとおり、財政調整基金は減少傾向にあります。

| 財政調整基金残高 | | |
|-----------|---------------|-----------------|
| 平成 29 年度末 | 25 億 7,315 万円 | ■増減 |
| 平成 30 年度末 | 23 億 2,213 万円 | 2 億 5,102 万円の減少 |
| 令和元年度末 | 19 億 4,304 万円 | 3 億 7,909 万円の減少 |
| 令和 2 年度末 | 15 億 9,054 万円 | 3 億 5,250 万円の減少 |
| 令和 3 年度末 | 17 億 6 万円 | 1 億 952 万円の増加 |
| 令和 4 年度末 | 17 億 6,723 万円 | 6,717 万円の増加 |

財政調整基金の動きをみると、令和 4 年度末残高は令和 3 年度残高と比較して増えていますが、これは令和 3 年度決算に伴う多額の決算積立があった結果であり、令和 4 年度決算を迎えるにあたっては、1 億 6,665 万円を取り崩しています。これまで同様、基金の減少傾向が見込まれることに変わりありません。令和 5 年度も 9 月補正予算後において予算上 3 億 6,600 万円程度の取り崩しを見込んでおり、決算積立 7,000 万円があったとしても、3 億円程度を取り崩して決算を迎える見込みです。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、大幅な税収の減、災害の発生等による予期せぬ支出の増加に備えるためのものであるということを改めて確認し、将来への備えとして、将来の町民のために、できるだけ財政調整基金に頼ることのない財政運営をしていくことが必要です。

普通交付税等の動向

7 普通交付税等の推移 ※ 合併前数値は合算額

(単位 : 千円 %)

| 年度 | 普通交付税 | 臨時財政対策債 | 特別交付税 | 計 | 前年比 | 普通交付税のみ比較 | |
|-----|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | | | | | | 前年比 | 14年を100として |
| H14 | 2,893,331 | 239,200 | 313,300 | 3,445,831 | △ | △ | 100.0 |
| H25 | 2,700,942 | 208,844 | 283,703 | 3,193,489 | △ 8,987 | △ 11,885 | 93.4 |
| H26 | 2,709,515 | 206,477 | 287,800 | 3,203,792 | 10,303 | 8,573 | 93.6 |
| H27 | 2,737,560 | 195,057 | 300,284 | 3,232,901 | 29,109 | 28,045 | 94.6 |
| H28 | 2,693,728 | 149,492 | 277,583 | 3,120,803 | △ 112,098 | △ 43,832 | 93.1 |
| H29 | 2,581,092 | 147,340 | 269,424 | 2,997,856 | △ 122,947 | △ 112,636 | 89.2 |
| H30 | 2,507,807 | 143,727 | 261,649 | 2,913,183 | △ 84,673 | △ 73,285 | 86.7 |
| R1 | 2,498,125 | 104,024 | 356,218 | 2,958,367 | 45,184 | △ 9,682 | 86.3 |
| R2 | 2,598,397 | 101,889 | 245,760 | 2,946,046 | △ 12,321 | 100,272 | 89.8 |
| R3 | 2,791,993 | 131,647 | 288,900 | 3,212,540 | 266,494 | 193,596 | 96.5 |
| R4 | 2,777,589 | 34,862 | 268,919 | 3,081,370 | △ 131,170 | △ 14,404 | 96.0 |

上記は、令和4年度町政白書より抜粋した普通交付税等の推移です。

普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債（地方財政収支の不足額を補てんするため、各地方公共団体が特例として発行している地方債）の動きを見ると、長門町と和田村が合併した当時と比べると、減少傾向にあるという状況です。

令和5年度においては、普通交付税が2,693,780千円、臨時財政対策債の発行予定額が15,495千円と、この2つの項目だけでも、昨年度から103,176千円の減少となっています。財源不足の分は、財政調整基金で補わざるを得ない状況です。

財政調整基金と地方交付税等の動向について述べましたが、依存財源が大半を占める長和町の財政運営にあって、地方交付税の減少は大きな影響を及ぼします。現在は財政調整基金を取り崩して財政運営を保つことができていますが、上記のとおり、歳入の確保と事務事業や施設のあり方などの徹底的な見直しにより、基金の取り崩しを少しでも減らし、未来の長和町のために、将来につながる財政運営をしていくことが大変重要です。

2 国の動向

「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和5年7月25日閣議了解）によれば、「令和6年度予算は、『経済財政運営と改革の基本方針2023』（令和5年6月16日閣議決定）、『経済財政運営と改革の基本方針2022』（令和4年6月7日閣議決定）及び『経済財政運営と改革の基本方針2021』（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあることはない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」としています。

また、「令和6年度予算においては、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速や防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に対応する等のため『基本方針2023』及び『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版』（令和5年6月16日閣議決定）等を踏まえた重要な政策について、『重要政策推進枠』を措置する」としています。

【内閣府ホームページより抜粋 https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20230626.html】

6月16日、「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」（いわゆる「骨太方針」）が閣議決定されました。

「時代の転換点」とも言える構造的な変化と課題に直面する中、30年ぶりとなる高い水準の賃上げや企業部門における高い投資意欲など、足下での前向きな動きを更に力強く拡大すべく、新しい資本主義の実現に向けた取組を加速させ、新時代にふさわしい経済社会の創造を目指していきます。

今年の骨太方針では、以下をはじめ、岸田内閣の経済財政運営と改革の基本方針を明確にお示ししています。

- ・三位一体の労働市場改革を通じた構造的賃上げの実現や、これによる分厚い中間層の形成
- ・人への投資、グリーン、経済安全保障など、市場や競争に任せるだけでは過少投資となりやすい分野における官民連携投資の拡大による、持続的な成長の実現
- ・少子化傾向の反転に向けた、こども・子育て政策の抜本強化
- ・G7広島サミットの成果も踏まえた、同志国等との連携強化を通じた戦略的外交・安全保障の展開
- ・昨年の骨太方針と同様「経済あっての財政」との考え方の下での経済・財政一体改革の着実な推進

3 令和6年度予算編成の基本方針

令和6年度においては、国の動向、急激に変化する社会経済情勢の動向を踏まえ、第2次長和町長期総合計画後期基本計画、第2期長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略、町長公約を意識しつつ、町がおかれている厳しい財政状況を考慮した上での予算編成とします。

予算編成にあたっては、各施策や事業について、漫然と前年と同じ内容により計上するのではなく、真に必要な事業のみを計上してください。

職員の皆さん一人ひとりが、事業効果を検証・分析した上で、事務事業の見直し（創意工夫をもって取り組む効果的な代替事業の実施も含む）、廃止、選択を自ら考え、どんな小さなことでも実施していくことが、限られた財源の有効活用につながり、将来の長和町の発展や持続可能な財政運営につながっていきます。

第2次長和町長期総合計画後期基本計画の冒頭あいさつに、誰一人取り残さない持続可能な長和町を目指し、その実現に向けた取組みを進めるとあります。

将来にわたって持続可能な長和町を目指すには、急激な社会経済情勢の変化（人口減少や少子高齢化といったこれまでの課題に加えて、デジタルトランスフォーメーション、脱炭素、SDGsなど）に対応していくことが必要です。

そのためにも、前例踏襲ではなく、一つひとつの事務事業をもう一度見直し、長和町を将来にわたって持続させるためにどうすれば良いのか、職員の皆さん一人ひとりが主体的に考え、事務事業の立案や予算編成を行ってください。

利害関係者との調整があり、既存事業の見直しが難航する場合も想定されますが、将来を見据え、長和町を持続させるために、行政として方針を示していくことも必要です。

そして、激変する社会経済情勢に対応するために、将来の長和町を創るための事業には積極的に取り組んでいくことも必要です。

なお、予算編成にあたっての重点事項は、以下のとおりとします。

- ①頻発する自然災害への危機管理体制の強化
- ②子ども子育て支援体制の充実強化
- ③デジタル社会への対応、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- ④長和町気候非常事態宣言に基づく地球温暖化対策の推進
- ⑤時代に適合した行政サービスの推進など将来の長和町を創るために必要な施策（これまでの方法にとらわれず、町民ニーズを踏まえつつも、社会のあり方が大きく変わる時代の転換期にあることを強く認識した、将来の長和町を創るために必要な人材への投資など）

令和6年度の当初予算が、「誰一人取り残さない持続可能な長和町」に向けた、希望ある予算となるようお願いします。

4 基本的な考え方

昨年同様、下記の6点を基本的な考え方とします。

職員の皆さんには、危機感を持って真に必要な事業のみを予算計上することとし、あわせて、厳しい財政状況について全職員が改めて認識し、英知を結集し、創意工夫と柔軟な発想を持って積極的な財源確保、費用対効果の検証、緊急性の検証、事業の優先順位付けを行ってください。

1) 町長公約の推進

「Nagawa Next Vision V」に掲げられた町長公約については、広い視野で十分に研究・検討をして推進してください。

- ① 心穏やかな生活をめざします
- ② 心豊かに共生ができる社会福祉を実現します
- ③ 心安らかな地域医療を促進します
- ④ 心温まる子育て日本一をめざします
- ⑤ 心地よい生活を守ります
- ⑥ 心強くコロナに負けない地域産業をすすめます
- ⑦ 心満たされる学びの環境づくりをすすめます
- ⑧ 心通う官学連携に取り組みます

2) 財政の健全化に配慮した行財政運営

地方交付税の減少が見込まれる中、各種事務事業に充てることのできる一般財源も減少する見込みです。すべての事務事業の見直しによる経費削減はもとより、行政関与の必要性、町民ニーズ、将来の財政負担も含めた費用対効果等について検証とともに、これまでの成果及び優先順位について厳しく評価し、既存事業の廃止や統廃合等の整理合理化を積極的に図ってください。補助金、委託料、交付金、負担金をはじめとした歳出全般、特別会計における料金等の改定など、本当に必要か、その料金で持続可能なのか検証を行ってください。特別会計においては、不足財源を安易に一般会計に頼ることのないようにしてください。

3) 「地方創生事業」・「実施計画等掲載事業」の予算化

地方創生事業（「第2期長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」関連事業）については、まちづくり政策係と調整・確認をして、財政状況を考慮しつつ、令和6年度予算に適切に反映させてください。

また、「第2次長和町長期総合計画後期基本計画」に盛り込まれた各施策の実施にあたっては、財政状況を考慮しつつ適切に推進することとします。先に行われた実施計画のヒアリング結果を踏まえ、事業実施による効果などを再検討し、令和6年度予算に反映させてください。なお、事業の必要性、緊急性及び公平性を総合的、多角的

に判断し、優先順位を明確にし、取捨選択を行ってください。

4) 新規事業の要求

町の財政負担につながるものであることから、原則として新規事業は認めません。ただし、重点事項において、効果的かつ必要と判断される事業は必要最小限の範囲で措置することとします。新規事業を計上する場合には、事業実施による効果を明確に説明できるようにしてください。

5) 物品の調達

①物品調達の一元化（管財係）

物品調達の一元化を促進するため、これまでと同様、学校・保育園など特別な消耗品を必要とする部署以外は、すべての物品を管財係で一括管理します。

②障がい者就労施設からの物品等の調達（福祉係）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、町でも「長和町障がい者就労施設等からの物品調達方針」が定められています。障がい者就労施設等から調達可能な物品購入及び役務提供については、障がい者就労施設等から優先的に調達するよう努めてください。

6) 特定財源の確保

町税等の自主財源について、創意工夫により一層の增收に努めるとともに、既存、新規にかかわらず国県補助金等の特定財源が得られないか積極的に検討し、事業の財源確保に心がけてください。あわせて、分担金及び負担金や使用料及び手数料の適正化を図ってください。また、後年度の負担につながることから、財源として安易に町債を充てることは慎んでください。

5 令和6年度予算編成の具体的方針

- ① 当初予算編成にあたっては、事業量等の的確な把握をしたうえで、積算根拠を明確にしてください。また、積算誤りがないよう十分注意してください。あわせて、必要性、緊急性及び優先度を十分検討し、余分な経費は計上せず、過大積算は厳に慎んでください。（例年、決算において不用額が多額となっている事業が見受けられます。）
- ② 事業をより効果的に推進するために、複数の課（係）にわたる事業を実施する場合には、横の連携を強化しつつ十分に計画を協議したうえで予算計上してください。関係部署及び関係機関との横の連携を密にし、柔軟で迅速な対応を図り、いわゆる「縦割り」ではなく、総合的な視点を持って取り組むようにしてください。
- ③ 住民の要望を踏まえつつも、事業効果や費用対効果の視点から、真に必要な事業を十分検討の上、優先順位を定めて事業を計画してください。
一つの視点として、その事業（補助金や負担金なども含む）がなくなった場合、どのような人にどのくらいの影響があるのか、長和町のまちづくりにどのくらい影響があるのか、事業担当者としての視点、さらには、町全体を俯瞰する視点から、改めて必要性・効果等を徹底的に検証し、廃止や休止、統合等の見直しを行ってください。
- ④ 効果的な事務運営のために、シルバー人材センターへの委託や行政事務包括業務委託を実施していますが、事業量にふさわしい配置となっているか、期間を決めての雇用はできないか、時間や曜日によるシフト勤務はできないかなどの視点から、現在委託している方々を含めて見直してください。
- ⑤ 事務事業の実施にあたって、随意契約が見込まれる場合においては、積算根拠の検証、比較などを必ず行ったうえで、契約内容、金額について相手方と十分協議し、経費の節減に繋げ、予算に反映させてください。なお、随意契約ができる案件は限られていますので、地方自治法施行令、「長和町随意契約ガイドライン」に基づき、適切に運用してください。
- ⑥ 一部事務組合、外郭団体等への負担金、委託料などについては、相手方からの要求が本予算編成方針に即した要求となっているか、担当課においてヒアリングを行うなど十分協議・精査したうえで予算計上してください。
また、財政係予算査定の際には、予算要求額の根拠資料を提出してください。
- ⑦ 財産区からの繰入金を伴う事業については、新規事業・既存事業に関わらず、財産区と実施事業内容及び負担割合等について、必ず事前に十分協議してから予算要求してください。

- ⑧ 上田地域定住自立圏構想に係る予算について、計上漏れがないようにしてください。
- ⑨ 社会経済情勢の急激な変化の中、燃料費の高騰、工事資材費の高騰、電気料金の高騰をはじめ物価の上昇が続いている。この状況を適切に予算に反映していく必要があるですが、光熱水費など安易に前年度増にすることなく、施設の節電など経費の節減に努めてください。また、業務委託などの積算にあたっても、単価が上がる場合には回数を減らし、総額では前年同額とするなど、経費増加の抑制に努めてください。
- ⑩ 創意工夫による良質な行政サービスの提供のために、これまでの事業の内容や方法にとらわれず、柔軟な考え方で创意工夫をし、各種行政サービスを提供できるよう、将来の長和町を創るための英知にあふれる事業の推進をお願いします。あわせて、自主財源を捻出するための创意工夫もお願いします。
- ⑪ 各特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計について
各特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計においても、本予算編成方針より予算を作成してください。
なお、一般会計が非常に厳しい財政状況であることを踏まえ、一般会計からの経費負担区分の適正な運用に努め、事業収入の増加、経営の合理化、徹底した経費の節減を積極的に取り組み、独立採算を基本に負担金、使用料等のあり方も含め、健全経営に努めてください。
また、一般会計繰入金については、財政係査定（ヒアリング）時に、積算根拠（繰入基準内、繰入基準外の詳細）を明らかにしてください。

6 令和6年度予算編成の留意点

① 歳入に関する事項

- 1) 町税は、自主財源の根幹となるものです。国の税制改正や経済の動向を十分勘案するとともに、税負担の公平を期するため適正な課税や収納率の向上に努めてください。
- 2) 分担金及び負担金や使用料及び手数料については、社会経済情勢に即した料率の見直し、受益の程度に応じた金額の見直し、その適正化に努めてください。受益者や利用者との調整が必要であり、令和6年度予算に反映できなくとも、長期的な視点に立って、検討を少しでも前に進め、見直しの実施に努めてください。
- 3) 国庫支出金及び県支出金については、新規事業・既存事業、継続実施している単独事業に対しても、補助制度の動向等を把握し、補助対象となるものは活用してください。ただし、補助事業であるという理由で安易に事業選択し、結果的に多額の一般財

源持ち出しにならないよう注意してください。なお、特別交付税等の地方財政措置についても情報収集してください。

- 4) 財産収入については、遊休化及び非効率な利用をしている公有財産については、その有効活用（有償貸付等）を図り、またその処分（売却等）を促進するなど財産収入の確保に努めてください。
 - 5) ふるさと納税寄付金については、これまでも寄付額増加のための取組みが行われているところですが、各課横断的に取り組むなど、更なる創意工夫により、寄付金額の増加を目指してください。
 - 6) 第2期長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略関連の事業の推進にあたっては、企業版ふるさと納税の積極的な活用に向け、企業へのアプローチ方法など研究を進めてください。
 - 7) 諸収入については、前年度実績、過去の実績、類似団体との比較、今後の見直しなど多角的に検討し見込額を計上してください。
 - 8) 町債については、地方債残高が依然多額であること、今後予定されている大型事業（ブランシュたかやまスキーリゾート関係）があることを踏まえ、できる限り抑制する方向です。有利な起債と呼ばれる過疎対策事業債でも、元利償還金の3割は町負担です。後年度の財政負担を考え、町債を充てる大きな事業については、真に必要な事業のみ財政係に事前（入力締切前）に協議して頂き計上することとします。
- ② 歳出に関する事項
- 1) 旅費については、リモート開催が増えている現状も鑑み、過剰な見積はしないようにしてください。委員会等視察研修旅費については、その意義や目的を明確にし、必要最小限の経費を計上してください。
 - 2) 食糧費については、情報公開制度も踏まえ必要性の有無を再認識しながら、会議等の時間に配慮し、節減を図ってください。なお、式典・イベント等を予定する場合は各課において積算し、必要最小限で計上してください。
 - 3) 消耗品については、在庫状況を把握した上で必要性と適正量を十分検討し、購入経費をできるだけ抑制するとともに、グリーン商品の購入を推進してください。
 - 4) 町単独の補助金については、対象機関の事業実績や次年度計画に基づき目的・対象・効果・成果などにより評価を行い、公金を支出するに足る内容であるか確認する

とともに、交付基準について再検討してください。特に、毎年決算剰余金がある場合については、その事情を確認のうえ、町の厳しい財政状況を説明して縮減をしてください。団体の構成員に対する日当・報償費、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等、直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上妥当と判断できない経費は原則補助対象外としてください。また、補助率、限度額、終期設定等の検討を行うなど、その補助金が真に必要であるか、町の公益的な視点から支出が必要であるか、引き続き精査に努めてください。長期にわたり継続している補助についても、見直しをしてください。

5) 扶助費については、社会経済情勢、国や県の動向を注視し、対象人数・必要経費を的確に把握してください。また、「上乗せ・横出し」など町単独で実施している事業については、創設当初と現状との客観的な分析、他市町村の状況を踏まえ、優先度や効果等を検証し、補助金同様、積極的に見直しを行ってください。

6) 指定管理制度による指定管理料については、事業実績、収支決算見込等を参考に精査して、実質的な町負担額の軽減を図ってください。単に赤字補てんではなく、企業努力を見込んだ指定管理料としてください。

7) 普通建設事業の増加は町債残高の増加につながり、後年度の財政運営を圧迫することから、事業単位での優先順位付けを徹底し、事業の進度調整を図ってください。

8) 公共施設の改修事業・維持補修経費について、特に大規模な改修は特定財源がないと実施不可能です。施設の劣化状況や重要度を考慮した上で、改修に必要な最小限度の予算積算を行ってください。また、施設老朽化による維持補修をはじめとした管理経費が膨らんでいくことは明らかです。今ある全ての施設を今後も適切に維持管理し、残すことは大変困難な状況が見込まれます。令和6年度すぐにではなくても、5年後や10年後を見据え、人口減少や少子高齢化、当初の目的の達成度合いを考慮し、施設のあり方（当該施設の必要性や他の既存施設の活用による廃止・休止の可否）について研究・検討してください。

9) 労働基準法の改正により、時間外労働の規制が見直されていますが、建設業においても令和6年4月から適用されます。このような状況の中、建設業の健全な発展と担い手の中長期的な育成・確保については、公共工事の発注機関にも配慮義務があり、特に「週休2日工事の導入」は、令和6年度から行う必要があります。長和町での導入方針は検討中ですが、予算要求の段階において、災害復旧工事除く全ての建設工事は、週休2日での工事実施を前提条件として予算を積算してください。